## 評議員選考規程

2001. 4.23 理事会承認 2005.10.14 改訂 2013.5.24 改訂 2022.10.4 改訂

## 《資格》

- (1) 医師会員及び基礎研究系会員は、会員歴 5 年以上かつ肥満に関する 5 編以上の論文を有する者
- (2) 医師以外の医療職会員は、会員歴 5 年以上かつ下記①または②を満たす者; ①学会発表 3 回以上ないし論文 1 編以上
  - ②生活習慣病改善指導士研修カリキュラム著者、生活習慣病改善指導士 ハンドブック著者、生活習慣病改善指導士試験問題作成委員、生活習慣病 改善指導士受験資格評価委員、ないし、スキルアップ講座やサマーセミナ 一等の講師や座長2回以上経験者
- (3) 上記基準を満たさないものの、日本肥満学会の活動に資することが期待され、評議員にふさわしいとして総務委員会の推薦を受けた者
- (4) 当年度(8月1日~7月31日)提出の申請受付については、次年度の新評議員として受付ける。
- (5) 評議員が退会し、その後再入会した場合の評議員資格の取り扱いについて 評議員資格は規定に則って再申請をする。

## 《推薦者》

(1)、(2) は評議員が推薦する。(3) は理事が推薦する。